

安心して暮らすための大切な制度

日常生活自立支援事業

ご相談
下さい!!

日常生活自立支援事業（兵庫県では、この事業を「福祉サービス利用援助事業」と呼びます）は、あなたやあなたの家族が、老化や障がいが原因で物忘れがひどくなったり、判断することがむずかしくなった時に、安心して今の生活が続けられるよう、社協が相談にのったり、お金の管理などを行うサービスです。

サービスを利用できる方は？

ご自宅やグループホーム、ケアハウスなどで生活している、判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで、本人の利用意思が確認できる方です。

サービスの内容は？

- 介護などの福祉サービスを利用したいときに、相談を受けたり、わからないことを説明したりします。そして、利用できるように手続きのお手伝いをします。
- 市役所などからきた手紙を確認し、手続きが必要なときにはそのお手伝いをします。
- 毎日の生活に必要なお金を金融機関で出し入れをしたり、家賃や公共料金などの支払いの手続きをします。
- 自分で管理することに不安のある通帳や印鑑、年金証書などを預かることもできます。
- 他にもお困りのことがあれば、ご相談にのります。



まずはご相談ください。相談は無料で、専門の相談員がご自宅まで伺います。

お問い合わせ：宍粟市社協 TEL. 72-8787

暮らしの相談・お困りごとは社協へ！

総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談 (法律専門相談)

宍粟防災センター

5月20日、27日(金)

6月3日、10日、17日(金)

午後1時30分～4時

※予約制となっております。

(山崎支部 62-5530)

◎結婚相談

宍粟防災センター

6月2日、23日(木)

午後1時30分～4時

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日

午前8時30分～

午後5時30分

常時、社協各支部の窓口で、介護に関する相談や苦情、福祉サービス等の相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。

相談はいずれも無料です。市内にお住まいの方が対象です。

読者の
感想より

いきいきライフの笹さんは、見るからに郵便屋さんという感じがします。私も20年余り配達をしていましたので…。年令を問わず、すぐ親しくなれました。心安く話を下さり、ありがたかったです。(波賀町 女性)